

平成 29 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 12 月 11 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 12 月 11 日 午前 8 時 59 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 請願第 2 号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願」について
 2. 付託案件
 - 議案第 58 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 59 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 60 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 61 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 67 号 財産の無償貸付けについて
 - 議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議について
 3. 報告事項
 - (1) 自動車の東美濃ナンバーについて
 4. 協議事項
 - (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
次回の議会報告会のテーマについて
 - (2) 行政視察の報告について
5. 出席委員 (8名)

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	山 根 一 男
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	川 合 敏 己
委 員	澤 野 伸	委 員	勝 野 正 規
6. 欠席委員 なし

7. 参考人

岐阜県原爆被爆者の会 可茂支部	支部長 河 原 賢 三
新日本婦人の会 可児支部	支部長 小 林 宏 子

8. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	前 田 伸 寿	企 画 部 長	牛 江 宏
市 長 公 室 長	酒 向 博 英	総 合 政 策 課 長	瀬 瀬 新 吾
議 会 事 務 局 長	杉 山 修	議 会 総 務 課 長	松 倉 良 典

9. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記	服 部 賢 介	議 会 事 務 局 書 記	山 口 紀 子
------------------	---------	------------------	---------

○委員長（板津博之君） それでは、皆様おはようございます。

これより総務企画委員会を開会いたします。

発言するには手を挙げて、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

本日は傍聴を希望される方がお見えになりますので御承知おきください。

それでは、これより議事に入ります。

まず、請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本日は、11月21日開催の総務企画委員会で承認をいただいております請願審査のために、請願者の河原賢三様と小林宏子様を参考人として御出席いただきました。まことにありがとうございます。

参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本委員会のために御出席を賜りましてまことにありがとうございます。忌憚のない御意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この後、事務局より請願文書を読み上げさせていただいた後、10分以内を目安に御意見を述べていただきます。その後、委員より質疑をさせていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。

なお、発言される際は、挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

なお、参考人の方は、委員に対し質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

では、事務局により請願の朗読を行います。

○議会事務局書記（山口紀子君） では、朗読をさせていただきます。

2017年11月6日、可児市市議会議長 川上文浩殿、岐阜県原爆被爆者の会可茂支部支部長 河原賢三、新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子。紹介議員 伊藤健二、富田牧子。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願。

請願趣旨。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、国連において核兵器禁止条約が採択されました。核兵器禁止条約は、被爆者と世界の人々が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

世界にいまだに1万5千発の核兵器が存在し、人類生存の脅威となっています。我が国においても近隣の国からの緊張が強いられていますが、この核兵器禁止条約は、核兵器の使用とともに、その威嚇も禁じ、核兵器を保有する最大の根拠とされている「核抑止力」論を否定するものでもあります。

世界で唯一被爆国である日本政府が、7月7日の国連の会議に参加しなかったことに、被爆者をはじめ世界の国々に、失望と憤りが広がりました。

「ふたたび被爆者をつくるな」と訴えてきた被爆者の平均年齢は 84 歳を超えました。核兵器の禁止は、日本の国民的悲願であり、日本政府は核兵器禁止条約の締結に、先頭に立って努力すべきだと思います。

核兵器禁止条約は、9月20日から各国で条約の調印が始まっておりますが、被爆者の長年の悲願、そして世界からの日本政府への期待を受けて、日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを私たちは求めます。

つきましては、下記の請願を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

請願項目。

1. 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、条約の発効に真剣に努力することを求める意見書を提出すること。

○委員長（板津博之君） それでは、これより参考人の方の御意見を伺います。

なお、河原様より御意見を書面にしたものを提出いただきましたので、委員の皆様にはお配りをさせていただいております。

では、河原様、小林様、お願いいたします。

○岐阜県原爆被爆者の会可茂支部支部長（河原賢三君） それでは、御指名いただきましたので、御説明申し上げます。

私たちと一緒に請願を出しました新日本婦人の会と私たちの関係を申し上げますと、私たち会員も80歳とか90歳になって、展覧会をやりましても準備や片づけが自分たちではほとんどできなくなっておりますので、新日本婦人の会の皆さんが市の職員の方と一緒に原爆展なんかをやっておっていただきます。進んで協力していただいておりますので、その関係で私たちに今回の請願につきましても、新日本婦人の会から申し出がございまして、私も岐朋会（岐阜県原爆被爆者の会）の会長なんかと話し合っ、て、請願することを思い切ったわけでございます。よろしく願いします。

お手元のプリントに私の被爆者の願いを述べておりますが、御披見をいただければ幸いに存じます。よろしく願いします。

それでは、朗読しますのでよろしく願いします。

被爆者の願い。

今を去る72年前の1945年8月6日は、広島、9日は長崎と、米軍の投下した各1発の原子爆弾によって、2つのまちが一瞬のうちに壊滅、数十万人の人々が傷つき、焼き殺されました。私は6日の午後4時過ぎに広島の原爆ドーム近くの西練兵場へ陸軍の特別幹部候補生隊の一人として救援活動に駆けつけて、瓦れきの下の死体や傷ついて動けない人をおかつぎ出したり、学校の校庭に掘った穴に遺体を埋めたり、また傷の手当てとしてヨードチンキで消毒した体に食用油を塗るなどの作業を昼夜なしにしました。けがをした人は、「水・水」「水をくれ」と、うめきながら亡くなっていきました。まさに生き地獄のありさまでした。8月15日の終戦の日まで市内で活動を続けました。

地球上では、今も戦乱や紛争が絶えず、罪のない人々が命を奪われています。核兵器を脅

迫に使ったり、新たな核兵器開発の動きもあります。後々の人類が再び原爆地獄を体験しないよう、私たちが生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。

ことし3月、世界100以上の核兵器を持たない国の代表が国連に集まり、核兵器の使用を禁止し、全面廃絶を目指す条約交渉会議が開催されました。そして7月には、その草案ができ、前文には、核兵器の犠牲になった被爆者の苦しみに留意し、核兵器の使用は人道法の原則及び規則に反すると宣言し、核兵器廃絶を誠実に追求すると表明しています。このことは、原爆投下から72年を経て核兵器のない世界への大きな一歩を踏み出すことになり、私たちは心からこれを歓迎します。

その上、10月6日ノルウェーのノーベル賞委員会は、2017年のノーベル平和賞をスイス・ジュネーブに拠点を置く核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANに授与することを発表しました。これは、事実きのう授与されたわけですが、今回の受賞に、私たち被爆者は真に光栄と感謝しております。

核兵器禁止条約は、国連で122の国と地域の賛成で採択され、既に50カ国以上の国が署名、批准していると言われていています。一方、核超大国の米国、ロシアなどの核保有国、そして核の傘のもとにいる日本や韓国は、この条約に参加しませんでした。これは60年間核兵器廃絶を訴え続けてきた私たち被爆者への背信です。放射能障害を背負わされた悲惨な国民を忘れないでほしいのです。世界で唯一の被爆国日本は、勇を鼓して核兵器禁止条約に署名、批准し、条約の締結を世界の先頭に立って求めるべきです。世界の人々が再び被爆者になることがないようにしたいのです。「ノーモア ヒロシマ・ナガサキ」「ノーモア ヒバクシャ」 2017年12月11日、岐阜県可児市、89歳、河原賢三。以上です。失礼しました。

○委員長（板津博之君） 河原参考人、ありがとうございました。

ほかに小林参考人からは陳述ございますでしょうか。

○新日本婦人の会可児支部支部長（小林宏子君） お願いします。

河原さんは当日に広島に入られた。そして、その様子がことしBSスペシャルのATPテレビグランプリをとったということで、何回も放送されている「原爆救護」という番組の中で、河原先生もインタビューされて、その当時のことを語ってみえますけど、高齢の方たちが出てみえて、河原先生もそうですが、本当に今もこうしてもう二度とあんなことが起きてはいけないという気持ちで精力的に活動してみえることにいつも敬意を表しています。

私は、新日本婦人の会可児支部の支部長という、この会は、可児市では36年前にできまして、女性の権利や子供の教育、平和、福祉の充実などを求めて活動している、国連NGOに認証された女性団体です。平和のことを考えるのも大事なことで、毎年8月6日と9日、原爆の落ちた日には「69行動」という形で、ほかの市民団体の方と一緒に、西可児の駅と可児駅、交代なんですけど、この核兵器廃絶の署名活動もしています。

また、毎年夏にはa1aで「新婦人夏の平和展」という名前で、教育委員会にも後援いただいて、毎年市民の方と一緒に考えましょうということで、そういう企画をしています。こ

としては広島原爆資料館から、「禎子さんの折り鶴に平和の願いを込めて」というテーマで、禎子さんの資料を送っていただいて展示しました。去年は、ちょうど丸木位里さん、丸木美術館という、「原爆の図」という大きな大作、複製画ですが、それをa 1 aで展示しました。中日新聞なんかも紹介してくださったので、700人に及ぶ市民の方が平和展へ来てくださることができました。ことしは400人ぐらいでした。その場で、河原先生が入ってみえます岐朋会の方に、原爆語り部・被爆者の声を聞く会、それなども企画して、本当に小学生たちが初めて聞いた驚きをもって真剣に聞いてくれます。

また、可児市が持ってみえます「原爆と人間」というパネルがあるんですね。それを毎年可児市にお借りをして平和展のときに展示しています。ことしからは各公民館でやりたいね、地元でいろんな場所でこのパネル展をやりたいねということで、2カ所で「原爆と人間」のパネルを展示することができました。

11月の末に、毎日新聞、東京新聞、中日新聞、いろんな新聞で、オーストリアの国連代表のトーマス・ハイノットという国連の軍縮大使がいるんですが、その方のコメントが載っていて、とても共鳴したので、ちょっとそのところをお話しします。

核兵器を禁止する、化学兵器も生物兵器も禁止する以前は現実的でないと言われ、でも最終的に決まった。現在の日本政府は、この禁止条約に参加しないと言っているが、永久にそうとは限らない。最終的には国民が決めることだということが載っていました。国民というのは私たちで、そしてその代表はここに見える議員さんです。ぜひ、今、河原先生がおっしゃったように、二度とこの世界の中で被爆者ができるなどということが起きないように、そういうことを、この可児市議会からも発信していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（板津博之君） 河原参考人、小林参考人、ありがとうございました。

それでは、参考人の方に対する質疑を行います。

ございませんか。

○委員（可児慶志君） ありがとうございました。

河原さん、大変参考になりました。ありがとうございます。なかなか原爆の実際の被災者の方のお話を聞く機会というのはないものですから、大変有意義なお話だったと思っております。

一つ、確認のためにお伺いいたしますけれども、請願趣旨の6行目、我が国においても近隣の国からの緊張が強いられていますという表現がございますけれども、ちょっと抽象的なんですが、具体的にはどういうことを意味しているのかということをお伺いいたします。

○新日本婦人の会可児支部支部長（小林宏子君） 今、北朝鮮の問題で、またトランプアメリカ大統領の政権になって、抑止力、力には力だという風潮が強まっている。これを私たちはとても危惧しているということです。

北朝鮮問題がこういう報じ方をされているということで、この緊張を強いられているということだと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終了といたします。

本日は、河原参考人、小林参考人、貴重な御意見を述べていただきまして、心から感謝を申し上げます。本委員会といたしましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な議論をしていきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。御退席いただいて結構です。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時19分

再開 午前9時20分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を求める方はお見えでしょうか。

○副委員長（山根一男君） 自由討議を求めます。

○委員長（板津博之君） ただいま山根副委員長から、自由討議の動議が出されましたが、これに賛同される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

それでは、これより自由討議といたします。

○副委員長（山根一男君） 核兵器禁止条約ということで、世界の122カ国が参加したのに、日本は不参加ということで、非常に論理矛盾といえますか、今まで日本は唯一の被爆国として世界にそれを発信してきた、そういうところと余りにも矛盾が大きいと。事情を話せば恐らく保有国が入っていないということで、保有国と非保有国の分断だという言いわけは、言いわけと言ってしまうと語弊があるかもしれませんが、何らかの理由はあるにしても、やはり日本で今まで、広島で26万3,945人、長崎で14万9,266人の方が亡くなられているわけです。そのことの重みを感じて、ぜひこれは私としては条約調印すべきだと思っておりますので、そのことを国に対して、市民の代表である我々が多くの市民の声を酌み取って働きかけることは必要だと思いますので、意見です。討論はまた後で。ぜひこのような請願の趣旨を酌み取って意見書を出す方向へ持っていければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

○委員（川合敏己君） やっぱ世界、多くの人々が核兵器の廃絶、これはもう望んでいるところだと思います。日本も非核三原則というものを掲げながら、やっぱり国連総会の中でも核兵器の廃絶に向けて主導して決議案を出したりとかやってまいりましたし、そういった努力というのはずうっとしてきたわけでありまして。これは、日本が被爆をした国だからこそ多くの国々が賛同していただけたんだということもあると思いますけれども、私が今ここで考えなければいけないのは、ずうっとそうした立場をとっていた日本国が、なぜ今回本当にすば

らしい条約調印に参加しなかったのかと、こここのところの理由を考えていくことが非常に大切な部分ではないのかなというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（勝野正規君） 我が国は被爆国ということで、総論的には全くもって賛成、やはり被爆国である日本が率先して条約に参加していくべきかなとは思っておるんですけども、今現時点でNPT、いわゆる核兵器不拡散条約かな、核兵器を持っているところは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、この5カ国だけは許されているよという話の中で、だから現時点でこの部分だけ私は納得できないんで、調印した場合に、5カ国だけは核兵器を持ってもいいよ、その他の国はだめだよということに終わってしまう可能性が高くなると思われ、この部分には違和感を持っておるんで、もう少し国の動向を見ていったらどうかなというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（澤野 伸君） 私も、核廃絶の取り組みというのは国を挙げて行っていることを少し考えていきたいなというふうに思います。本年の12月、国連で日本が主導いたしまして、24年連続で核兵器廃絶議案の議決を行ったばかりであります。

今回、核兵器の使用の禁止のほうの禁止条約ということでの国が参加しなかったというのは、非常に残念な部分もありますけれども、非常に今切実な国際情勢の中で緊迫した状況もあります。特に北朝鮮の核実験、そしてミサイルで日本の上空を飛び越えてくるような状況下であって、米国の傘の下にいるというのは現実、そういった状況もあります。そうした中で、外交努力をしっかりと国にやっけていただいているというふうに私は認識をいたしておりますので、そういった形で国の動向を見守っていくのが今できる部分ではないかなというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（可児慶志君） おおむね皆さん話をされているものですから、かぶると思えますけれども、可児市議会においても核廃絶の意見書は既に提出してあって、市議会のスタンスというのはもうそういうスタンスであるというのは決まっています。したがって、今回の核の禁止条約についても、心情的にはその方向にいきたいという心情は本当にあるわけですが、今、澤野委員からもあったように、最も核の脅威の傘下にあるのは韓国と日本ではないかなと言われております。そんな中で先頭を切って国際条約締結の推進をしている日本が、この時期にあえてその禁止条約に参加できなかったというのは、今、日本及び韓国、一番危険な状態にある状況を鑑みてのことかなあということを推測したりするわけです。

今まで、可児市議会でも非核の問題ですか、廃絶の問題とか意見書を出してきましたけれども、そのスタンスは決して変わることはないわけですけども、余りにも緊張感が高過ぎて、今の時期というのは非常に、条約締結しても、国際条約を無視して核開発を進めている隣国の状況を見ますと、一方的に核禁止を進めていっても、それに従わない国が生じてきたときに、国の安全をこの状態で守り切れるかどうかということを見ると、いましばらく状

況を見定める必要があるというのは、先ほど何人かの委員がおっしゃったような状況ではないかなという感じがいたします。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について。

○委員（中村 悟君） 一言だけ。

本当に、個人的にはこの請願に出ておるように、気持ちは一緒なんですけど、今皆さん言われるように、本当に今の近いところに危険な国があるということで、そういった状況を踏まえた上で国がこの条約にやっぱり調印できないという、何か我々にはわからない事情がいろいろあるかと思っておりますので、余りこういう緊迫した状況のところで国に対してこういうものを議会から出すということについては、ちょっと慎重に対応すべきかなあというふうに思っています。

○委員長（板津博之君） ほぼ全員の方から御意見いただきましたが、ほかに。もし御意見なければ。

○副委員長（山根一男君） もう一つ追加の意見ですけれども、その一貫性といいますか、可児市議会としまして過去4回核廃絶についての意見書、もしくは平成5年6月にはほかならぬ可児慶志議員が非核平和都市宣言ということを提案されて認められたり、直近では平成21年に核廃絶についての意見書をまとめておまして、結局その流れの中で今回時間もたっておりますし、確かに世界の状況も変わってはいますけれども、ここで全く、これを意見書として取り上げないということであれば、何か市議会の一貫性が問われるような気がするんですね。その状況としては、今、トランプ政権が生まれたり、北朝鮮の脅威があるということも理由にすることができるかもしれないけれども、ただそこはやはり日本がこれだけ被爆国であるということの重み、これをして前に持って行ってやることによって、世界の流れを変えることさえできると私は思うんですけれども、そこまでの決断には日本政府は至っていないということだろうと思います。

ただ、国民の世論から見ると、多くの方が矛盾、あるいはおかしいんじゃないかと思っておられる方のほうが多いんじゃないかと思っておりますので、これはやはり市民の声と、これまでの一貫性というところから考えても、採択の方向へ向けて意見調整をできればいいかなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員（勝野正規君） きょう、いただきました参考人の河原様、小林様の意見は素晴らしい意見、大変我々、日本国民として、可児市議会としても尊重していくべき素晴らしい意見であったと思いますけれども、先ほど申したように、私は現時点ではという条件さえクリアできればいいと思っておりますけれども、だからその5カ国だけ核保有できるんだよという話になっちゃうんなら、もう少しやっぱり国の動向を見定めてから、見定めて国が決まっちゃったら意見書を出す必要がなくなっちゃうかもしれないけれども、その前に国へ意見書を出すというのが流れかと思っておりますけれども、現時点ではということ、まだいささかということで控えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（川合敏己君） 最終的には、私も、これ日本国はこの条約に参加すべきだと思っています。ただ、今それをあえて国際世論の批判を浴びてまで不参加にした理由というのは、今各委員が述べられた隣国の脅威と、またアメリカに対しての配慮というのもあったんだと思うんですね。

だから、今ここで、何がなんでも調印しろというような意見書案というのは、私はすべきではなくて、やはり国の動向というのをしっかりと、ぎりぎりのところでの外交、また国の安全保障を考えていただいていると思いますので、見定めるべきではないかなというふうに私は思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これにて自由討議を終了いたします。

それでは討論を行います。

まず反対の立場の方から先に発言していただけるとありがたいんですが。

討論ございませんか。

○委員（勝野正規君） 自由討議と同じような意見になろうかと思っておりますけれども、核兵器の不拡散条約において、世界で、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国のみ核の保有を許されているという時点で、この現時点で会議に参加し調印するということは、その5カ国だけ許されちゃっているんだなということに違和感を持っておりますので、もう少し、総論としてはもちろん賛成、日本国民として賛成という立場ではありますし、河原様、小林様の意見も尊重してはおりますけれども、現時点ではこの意見書の提出に対しては、まだまだもう少し国の動向を見るべきであろうという立場で、反対ということを表明させていただきます。

○委員長（板津博之君） ほかに、採択に反対の方の討論ございますか。

○委員（澤野 伸君） 可児市議会におきましては、平成21年9月29日に核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働き方を求める意見書ということで提出をいたしております。可児市議会のスタンスとしては、これから変わるものはないというふうに思っております。核兵器廃絶に向けた取り組みといたしましても、先ほど述べさせていただきましたが、日本国は24年連続で核兵器廃絶議案を締結に向けて努力を続けてまいっております。こうした努力を続けていただけるということ、国の政府を信用しております。

また、今回出されている意見書につきましては、核兵器の禁止条約、使用の部分だというふうに認識をいたしておりますけれども、こちらは当然目指すべき姿だということは、私自身も思っておりますけれども、今、非常に隣国での核実験、そしてミサイルでの実験等々の脅威にさらされている現状、やはり米国との協力関係も密にして、この国難とも言えるべき脅威に対応していかなければいけない日本の外交努力について、期待を持ちながら推移を、動向という部分ではまだちょっとこの意見書を議会として出して、今国が行っている部分について動きとちょっと違うことを求めていくということについては、少し私もちゅうちょす

る部分がありますので、今回の意見書については反対という立場をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） 今、反対の討論を2ついただきましたので、次に賛成の立場での討論でございますでしょうか。

○副委員長（山根一男君） 自由意見でも言いましたとおり、今、日本は脅威というのはありますけれども、結果的にそういうことは核をもって核を制するという考え方を肯定する形になってしまうと思うんですね。つまり、この条約は確かに全ての国が核を捨てるということを求めているわけですから、アメリカやロシアが賛成できないというのはわかると言えばわかる、変な話ですけれども、すぐには合意できないにしても、その傘の下にあるNATOの国とか韓国と日本、ドイツがそれを認めない、それももし百歩譲ってやったとしても、日本はこのために40万人近い苛酷な被曝者を抱えているわけです。そのことから考えて、やはりそこまでの犠牲を強いながら、アメリカや核を持っている国に追従して核保有国と非核保有国を分断することはというようなことで賛成しない、参加さえしないということは非常に矛盾が生じると思います。

やはり、憲法の前文にも書いてあったと思いますけれども、世界から尊敬される国として一貫した形で被爆に、核に関しては反対を唱え続けていくということが結果的には日本の尊敬を増し、それが抑止力、核によらない抑止力をつくっていくことだと思います。

これは私の個人的な考え方ですけれども、今の日本政府に対して、政府を見守るという意見もあるようですけれども、地方自治体と国は違うわけですから、それは独自性をもって、これはおかしいということはしっかりと伝えていくのが地方自治体の役割だと思います。多くの市民の声もそこに集約されると思いますので、私としてはこれを採択することを求めたいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方。

○委員（川合敏己君） 今、賛成が出ましたので、またちょっと私、今自由討論の中でもお話ししてきた部分ですので、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

確かにこの条約というのは本当にすばらしい条約で、日本も参加するべきだと思うんですけれども、ただ現実の問題、現状を考えた場合には、何が何でも今すぐ調印に参加しなければいけないということは考えるべきではないのではないかなというふうに思います。

日本というのは、やはり先ほど私述べましたように、非核三原則の中で、また核兵器の廃絶というものを国連総会で一生懸命訴えてきたんですね。ただ、本当にここに来て、条約に参加しないというのは、やはりそれなりの理由があることであると。それが、やはり北朝鮮の常軌を逸したあの指導者のもとで核実験や弾道ミサイルの発射実験をどんどんと続けている。こういった脅威がある中においては、また一方で日本というのは、正直アメリカの抑止力のもとで、依存していると言っても過言ではないと思います。これが現実だと思います。

そんな中で、やはり日本というのは、国を守りながら、国民の生命・財産というものをしっかりと担保していかなければいけない、そういう立場にあると思います。だからこそ、今

回政府が核兵器禁止条約に参加しないのは、そういったぎりぎりのところでの判断があると私は考えておりますので、今回の請願に対しては反対の立場で討論いたします。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論のある方おられますか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願について採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第2号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手お一人でございます。挙手少数でありますので、請願第2号については不採択とすべきものと決定いたしました。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時44分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これより議案第58号から61号までを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、議案第58号について御説明を申し上げます。

資料番号1、議案書の2ページ並びに資料番号4、提案説明書の1ページをお願いいたします。

議案第58号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正趣旨は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を改定するものでございます。

一般職の特定任期付職員とは、高度な専門的知識、経験またはすぐれた見識を有する者を、その者が有する当該高度な専門的知識またはすぐれた見識を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用する職員を指しますが、可児市においては現在該当者はおりません。

第9条第2項におきまして、この特定任期付職員に6月と12月に支給する期末手当の支給率をそれぞれ0.025月引き上げ、現行の100分の162.5、1.625月から100分の165、1.65月とします。

また、第7条で定める給料表の1号級と2号級の給料月額を、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日です。

続きまして、議案第 59 号について御説明をいたします。

議案書の 4 ページ、提案説明書は同じく 1 ページの下段でございます。

議案第 59 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当を 0.1 月分引き上げるものです。

議案書 4 ページの第 1 条において、本年 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 222.5 から 100 分の 232.5 に 0.1 月分引き上げます。この引き上げは、5 ページの附則第 2 項により、平成 29 年 12 月 1 日から適用することを規定します。

4 ページから 5 ページにかけての第 2 条において、平成 30 年度以降は引き上げ 0.1 月分を 6 月と 12 月にそれぞれ現行の率に 100 分の 5 上乘せし、6 月は 100 分の 212.5、12 月は 100 分の 227.5 とします。

この第 2 条は、附則の第 1 項で、平成 30 年 4 月 1 日から施行することを規定します。

附則の第 3 項は、改正前の条例で支給する 12 月の期末手当を改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定いたします。

続きまして、議案第 60 号についてです。

議案書の 6 ページ、提案説明書の 2 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正趣旨は、議案第 59 号と同様に、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当を 0.1 月分引き上げるものでございます。

改正内容、施行期日等につきましても、議案第 59 号の市議会議員の期末手当の改正と同じでございます。

続きまして、議案第 61 号です。

議案書の 8 ページ、提案説明書の 2 ページ、下段をお願いいたします。

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

主な改正趣旨は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の給料表、勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

第 1 条で、第 10 条の初任給調整手当について、第 1 号の医師の月額上限を 500 円引き上げ、41 万 4,300 円に、第 2 号の医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職の月額上限を 100 円引き上げ、5 万 700 円に改正いたします。

9 ページをお願いいたします。

第 22 条第 2 項第 1 号の勤勉手当について、人事院勧告で示された 0.1 か月分を 12 月期に上乘せし、100 分の 95 とするものです。

なお、特定管理職員は 100 分の 115 となります。

第 2 号では、再任用職員については 12 月期の期末手当を 100 分の 45 に、再任用職員のうち特定管理職員は 100 分の 55 とします。

10 ページをお願いいたします。

附則第 16 号の 16 項の改正は、現在実施しております 55 歳以上の特定管理職員の 1.5% 減額支給措置について、勤勉手当の支給率変更に伴い改正するものです。

第 2 条で、今回の給与改定により、給料表を 18 ページから 28 ページに記載したとおりに改正をいたします。この給料月額、平均 0.2% 程度の引き上げとなります。

続きまして第 3 条は、まず第 19 条の勤務 1 時間当たりの給与額の算出について、改定をします。これは職員の時間外勤務手当の支給をする際に、1 時間当たりの単価等に影響するものですが、現在は、給料月額と地域手当に 12 月を乗じた年間の支給額を、1 週間当たりの勤務時間に 52 週を乗じた時間、これは 1 年間の勤務時間です。これで割って算出を行っております。この場合の勤務時間には、祝日及び年末年始も含まれておりますので、改正後は規則で定める時間としてこの祝日及び年末年始を勤務時間から除くものでございます。この 1 時間当たりの給与額の算出方法は、他の自治体と同様に国家公務員に準じて規定しておりますが、本来地方公務員は、労働基準法の適用を受けるため、今回の条例改正に合わせて労働基準法の算出方法と整合するよう見直すものでございます。

11 ページをお願いいたします。

次の第 21 条の改正は、今回の改正で附則第 13 項から第 16 項までを削除することに伴い、必要な文言の整理を行うものです。

12 ページをお願いいたします。

第 22 条第 2 項は、勤勉手当について、13 ページの第 1 号で平成 30 年度以降の支給率を 6 月と 12 月それぞれ 100 分の 90、特定管理職員は 100 分の 110 とするものです。第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を 100 分の 42.5、特定管理職員は 100 分の 52.5 とします。

13 ページの下から 17 ページにかけての附則第 13 項から 16 項までを削除いたします。これは平成 27 年 4 月から給与制度の総合的な見直しとして実施してまいりました 55 歳を超える 6 級相当職以上の職員に対する俸給等の 1.5% 減額支給措置等について、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することに伴い削除するものでございます。

最後に 17 ページの附則についてです。

施行期日は、第 1 条第 1 項で公布の日から施行するとし、第 3 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項で第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用することを規定いたします。第 2 条は、改正前の給与について内払いとみなすことを規定いたします。説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第 58 号から 61 号までに対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第 58 号から 61 号までを一括採決といたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第 58 号から 61 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより、議案第 67 号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（額額新吾君） 議案第 67 号 財産の無償貸付けについて御説明します。

資料番号 1、議案書 44 ページ、資料番号 4、議案説明書 5 ページ、それから本日の委員会資料の 2 がございますが、主に委員会資料の 2 を使って御説明させていただきます。

本件は、岐阜医療科学大学の施設として、岐阜医療科学大学を運営する学校法人 神野学園に、土地・建物等を無償で貸し付けるものでございます。

貸し付ける財産につきましては、一覧表の虹ヶ丘六丁目 120 番ほかの土地 9 筆 16,984 平方メートル、虹ヶ丘六丁目 121 番地の鉄骨造 2 階建ての建物 1 棟のほか、貸し付ける土地上の工作物等でございます。

委員会資料の 2 - 3 をごらんください。

地図がございますが、この太線で囲んだ枠の中が今回貸し付ける土地でございます。建物等はこの土地に建っているものでございます。建物等につきましては、名城大学が設置したものでございまして、本市に寄附をされるものでございます。無償貸し付けの期間は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 59 年 12 月 31 日までの 30 年間でございます。済みません。平成 59 年はなくなりますので、平成 30 年 1 月 1 日から 30 年間となります。

なお、市は神野学園と土地・建物使用貸借仮契約を締結し、同学園が本件土地・建物の維持管理、修繕に係る一切の経費を負担し、また契約期間満了や契約解除の場合、同学園が原則として原状回復することとなっております。

本日の委員会資料 2 - 2 の大学開設による効果につきましては、12 月 8 日の予算決算委員会で説明したとおりでございます。説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第 67 号に対する質疑を行います。

○副委員長（山根一男君） 30 年間貸与、原状復帰ということですが、何か構造物を建てたりすることは可能なんですか。それも、原状復帰すればいいというような内容なんですか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 神野学園との契約で、新たに建物をつくることについても、市が承認をすれば可能となっております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（可児慶志君） 確認のために、構築物、建物ですけど、寄附をいただいて、可児市の一応財産にはなるわけですね。今後、会計制度が、企業会計とか何かになった場合は、やっぱり減価償却とかそういったものというのはされていくことになりますか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） その対象にはなっていないかもしれませんが、この建物の維持管理、改修、それから最終的に使われなくなったときに解体等については、神野学園が全て負担することとなっております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第 67 号 財産の無償貸付けについてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 67 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（板津博之君） 次に、議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 48 ページ並びに提案説明書の 5 ページをお願いいたします。あわせて、総務企画委員会資料の No. 3 をごらんください。

議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議について御説明申し上げます。

この協議は、可茂広域行政事務組合が解散したことに伴い、当該組合を岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体から削除等をするものです。また、昭和 52 年 10 月 1 日以降の規約変更について、退職手当組合において事務手続上の瑕疵があったため、同日以降に議決を得た規約変更について地方自治法の規定に基づき改めて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、資料 No. 3 に沿って御説明をいたします。

まず、協議の理由についてです。この岐阜県市町村職員退職手当組合は、昭和 36 年 10 月 1 日に 6 市 93 町村 11 一部事務組合をもって組織する特別地方公共団体として設立され、平成 29 年 3 月 31 日時点においては、本市を含む 15 市 21 町村 27 一部事務組合 3 広域連合が

構成団体となっております。この構成団体の一つであった可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月末日をもって解散したことに伴い、事後に退職手当組合の規約を変更するに当たり、組合が県を通じ総務省に手続について助言を求めたところ、岐阜県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、岐阜県が加入する一部事務組合、これは岐阜県地方競馬組合でございます。この組合があるため、地方自治法 286 条の規定上、規約変更の許可権者は総務大臣になるという旨の指摘がありました。

その後、総務省から改めてこの岐阜県地方競馬組合が岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体となる規約の変更を行った昭和 52 年 10 月 1 日以降の岐阜県知事許可は、いずれも無効であり、総務省として現時点からの変更は許可することができないと。よって、昭和 52 年 9 月 30 日時点からの規約変更をするのであれば可能であると。ただし、無効と解される昭和 52 年 10 月 1 日以降の規約変更があった間の共同処理について問題が生じないとは言えないので、この間の規約変更は別に申請する必要があるという最終的な総務省の見解が出されました。

このため、この無効と解される過去 34 回の規約変更につき、順を追って規約変更の許可申請を行うこととし、あわせて脱退する可茂広域行政事務組合並びに平成 30 年 3 月 31 日開催予定の本巢消防事務組合が脱退すること、並びに組合議員の選挙等に関する関係部分の規約の変更について今回議会の議決を求めるものでございます。

したがって、規約変更の内容のうち、過去にさかのぼって適用を求める部分については、過去に本市において既に議決済みの内容でありまして、改めて総務大臣に許可を得るための今回の事務手続上の協議ということになります。

また、改正は 50 条の条立ての改め文とし、改正箇所別に適用日を規定するということになります。また、既に解散した一部事務組合または廃置分合によって消滅した地方公共団体の議会の議決を得ることはできないことについては、総務省としてはやむを得ないものとして認めるということ退職手当組合が確認済みでございます。

次に、主な内容についてです。

資料番号 1 の 48 ページからをござらんください。

48 ページ第 1 条から 55 ページ 48 条までは、今、御説明いたしました規約変更の内容のうち、過去にさかのぼって適用を求めるこれらの改正について、過去に本市を含める組合の構成団体において既に議決済みの内容ではございますが、改めて総務大臣許可を求めるため改正するものでございます。

第 49 条は、可茂広域行政事務組合が解散したことに伴い削除するものでございます。

第 50 条 1 から 8 まででございますが、1 番目の第 5 条関係、これは町村長並びに市町村議会議長について互選により選出することを明記するものでございます。

第 2 から 6 までは、8 条から 15 条ですが、文言の整理等を行うものでございます。

7 の構成団体、別表関係ですが、これは 56 ページ、本巢消防事務組合が解散することに伴い、同日をもって平成 30 年 3 月 31 日をもって脱退するために削除するものでございます。

最後、施行期日です。改正後の規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、49条までの改正規約は、訴求して第50条の別表の規定は平成30年4月1日から適用するというようになっております。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第71号に対する質疑を行います。

○委員（川合敏己君） 規約変更の許可権者がちょっと間違っていたということを説明の中で初めて伺いましたが、それによって何か不利益をこうむるようなことというのは出てくるのでしょうか。その点についてちょっとお示してください。

○市長公室長（酒向博英君） 今までの手続、それから効果等を含めて不利益が出てくるということは何もございません。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（可児慶志君） こんな長い間気がつかないというのは、何でだったの。これは可茂広域行政事務組合がやったときに相談したから初めてわかったの。それまでは誰も県のほうにも相談しなかったという、勝手にやっていたということになるの。

○市長公室長（酒向博英君） 岐阜県地方競馬組合を除けば、全て知事許可、岐阜県の許可になりますので、ずっとこの間、52年度以降は何も問題なかったんですけど、そもそも岐阜県地方競馬組合が入るといって、その時点が総務大臣許可であったものが、されていなかったということですので、その間、本日まで、いわゆる総務大臣に許可を得る内容がなかったということになるかと思いますが、いずれにしても、もっと早く岐阜県市町村職員退職手当組合のほうは何らかの、そういう機会がなかったと言えそうふうになってしまうんですが、気づくべき事務上のミスであったというふうに思っております。

○委員（可児慶志君） 岐阜県地方競馬組合が入るときに、県のほうとかが十分なる指導をしなかったのか、したんだけど市町村が聞いていなかったのか、どちらなの。

○市長公室長（酒向博英君） 許可は県知事許可になりますので、その時点での県の確認が不足していたというのがまず第一の発端だというふうに思われます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（澤野 伸君） 岐阜県地方競馬組合が加入された時点での許可権者での確認がとれていなかったということになると、その時点での岐阜県地方競馬組合の加入というのはどういう形で岐阜県市町村職員退職手当組合の中に位置づけられてずっと今まで来たかということをお示しをちょっと教えてもらっていいですか。遡及して、入ったことがなくなってしまうということになるのでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 今回は、総務省との協議により、その間の効果については特に影響させるものではないと。ただし、今回の改正自体を全て過去までさかのぼってもう一度手続をし直さないと、この規約自体を変更することはできないという総務省の解釈でございますので、その間、岐阜県地方競馬組合が手続上不備があっても、この構成団体から外れるとか、そういったことは一切ないということでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。
続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 71 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 17 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項に移ります。

報告事項(1)自動車の東美濃ナンバーについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） それでは資料 4 をごらんください。本日の委員会資料でございます。

自動車の東美濃ナンバーにつきましては、9 月 14 日開催のこの総務企画委員会におきまして、議長宛てに提出されました導入に関する要望に関連して、概要について御説明をしたところでございます。

本日は、その後の状況と今後の予定について御報告をいたします。

これまでの流れとしましては、10 月に東美濃ナンバー実現協議会を設立しまして、資料に表記の 6 つの市と 1 つの町が取り組みを進めております。11 月には県知事から国土交通大臣へ導入意向の表明書を提出し、また 11 月 28 日には東美濃ナンバー実現協議会の委員、会長ほかが国土交通省に要望をしております。資料としましては、2 枚目に新聞報道の結果

が載っております。

このような活動を進めながら、今後の主なスケジュールでございます。1枚目に戻っていただきまして、1月に住民意向調査を実施します。その後、3月に県知事から国土交通大臣に導入の申し込み、4月以降にナンバーに載せる図柄の検討、それに関連する住民意向調査を予定しております。平成30年12月には、県知事から国土交通大臣へ図柄を提案し、導入が決まった場合には、平成32年度中に東美濃ナンバーの交付が始まる予定でございます。

次に、啓発についてでございますが、本日の資料3枚目に東美濃ナンバーを実現させようということで、東美濃ナンバー実現協議会が作成したチラシと同じものを本市としても作成をしておるところでございます。添付のチラシのほかポスター、のぼりなど東美濃ナンバーの広報物を作成してPRを進めてまいります。

また、本市は今年10月から先行して東美濃観光PRを実施してきております。まず、東美濃を認知していただき、よく知っていただくということでございますが、イベントなどにおいて、のぼりやチラシ、それからポスターを張ったり、また公用車のラッピングも最近始めておりまして、いろんな形で東美濃をアピールしてきております。

また、広報媒体を使ったPRとしましては、広報かに11月号、東美濃特集をしております。また、12月号では「ようこそ！市長室へ」ということで、市長がコラムに書いております。また、ケーブルテレビでも「いきいきマイタウン」の「ようこそ！市長室へ」で、11月、12月連続して東美濃をテーマに市長が出演をしております。

また、「かにさんくらぶ」という雑誌にも12月号で4ページの東美濃特集を出しております。今後におきましても、広報かに1月号で、東美濃ナンバーについて掲載をする予定でございます。

また、商工会議所と協力をいたしまして、市内の団体に東美濃ナンバー導入への賛同を呼びかけしてございまして、自治連絡協議会、NPO協会、可児工業団地組合など7つの団体から賛同書をいただいております。引き続き、賛同の呼びかけをしていきたいと考えています。

資料1枚目の住民意向の把握についてでございます。

1月の中旬、今のところ10日から24日を予定しておりますが、東美濃の観光推進や東美濃ナンバーについて、住民意向調査を行う予定でございます。対象となる人数は、今月下旬に開催されるこの東美濃ナンバー実現協議会で決定をされますが、本市においては約1,800人を対象とする予定でございます。こうしたアンケートの調査結果、住民の意向については6市1町全体で集計するというふうで東美濃ナンバー実現協議会で今、協議をしております。7市町全体で判断をしております。本市分の結果については、2月中にはまとめる予定でございます。

3つ目にありますように、この住民意向については、この住民意向調査のほか、この東美濃の区域内の事業所の意向調査なども含めて判断をしていくということで東美濃ナンバー実現協議会で協議をしておりますので、本市においてもその判断に従ってこれから取り組んでまいります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

○委員（勝野正規君） 済みません。6市1町全体で集計するという事は、十分承知の上でお聞きするんですけども、例えばどこかの1市だけすごい低い数値であって、あとが高い数値であった場合、その1市も強制的に東美濃ナンバーになるというふうに解釈しておいてよろしいでしょうか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 今回は、ナンバーはあくまでも東美濃という地域のブランドを使って、この観光振興とか地域経済を元気にしていこうという取り組みの一環でございますので、仮にこのアンケートの結果で一部、例えば賛成を反対が上回るような結果が出たとしても、この区域全体の結果で判断をするということでございます。

○委員（川合敏己君） 例えば、可児市でいけばどれぐらいの方に対しての意向調査を行っていくものか、もしわかれば、全体がどれぐらいでやられるんでしょうかね。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 全体としては8,000人を対象にやるということでございます。7市町全体です。可児市においては約1,800人ということです。

これについては、東美濃ナンバー実現協議会で正式に決定されるので現時点では予定でございます。

○委員（川合敏己君） 大体人口割ぐらいで数が決まっておるという感じですね。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） そのとおりでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（山根一男君） 意向調査で、全く人気がないといえますか、そういう惨たんたる数字になった場合、この計画自体がポシャることにはならないんでしょうか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 今のいろんな団体に説明の機会を設けさせていただいて話をしております。

やっぱり、東美濃で観光PRをしていくということについては、皆さんうなずきながら聞いていただいております。ナンバーについても、今後理解をしていただけるものと考えておりますが、先ほど言いましたように、この住民意向調査、それから事業所の調査、それから団体への賛同を呼びかけしておりますので、そういうものを全体を見て総合的に東美濃ナンバー実現協議会として判断をしていくというような予定でございます。

○副委員長（山根一男君） 来年の4月からNHKのドラマが東美濃市ということで始まるんですね。だから、その後ならもう少し変わってくるかもしれないんですけども、それ以前に、我々でもちょっと唐突感がある中で、2020年、これ東京オリンピックを意識しているんでしょうけど、車のナンバーと東京オリンピックとどのような関連づけをされているのでしょうか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） スケジュールにつきましては、国土交通省のスケジュールに沿って行っておりますので、先ほど申しましたようなスケジュールは、国のほうが設定した期限に間に合わせるように取り組みを進めていくというものでございます。

2020年というのも、国が導入を決定した場合のナンバーの交付の開始として、その年度

からということでございます。

観光PRという面でいけば、そういったオリンピック等々も含めまして、それに合わせてこの地域を売り出していき、そういった流れでこの地域への誘客も図っていきたいというような考えは持っております。以上です。

○企画部長（牛江 宏君） 補足です。

ナンバーについては、いつも例年募集しているんじゃないくて、今回オリンピックに合わせてというところをちょっとうまく伝わらなかったら申しわけないですけど、そういうことで今回は唯一のチャンスということで御理解いただきたいと思います。

○委員（可児慶志君） かつては可児地区が東濃であったことは間違いないんですが、最近はやっばりなじみはかなり薄くなってきているので、市民からすると東美濃という言葉自体も余りなじみがなかった、使われていなかったことであるし、それから新聞の報道の仕方からしても、このつけてある新聞記事の資料でも、上の段ですが、東濃6市1町でつくるという、東濃6市1町、可児市は東濃だったという印象とか、下の記事でもそうなんですが、東濃地域の7市町でつくと書いてあるんですが、こういうところというのは、もう完全に押し込まれちゃっているという印象がするんですよね。

こういう部分での何というか取り扱いについては、市民からすると、あれっという感じはすると思うんですが、その辺の、今後長期、例えば県の5圏域の問題等も含めて、なし崩し的に、東濃にもって行っちゃうんかというような連想が働くんですよね。その辺について、執行部側としてはどんなような考え方を持っているのかというのを伺いたいです。

○企画部長（牛江 宏君） まず、可児市はあくまでも県の圏域としては中濃ということは、これは変わっておりませんし、それが東濃との組みかえがあるというふうにも承知はしておりません。

先ほど、課長が説明しましたように、基本、中部圏という大きな経済に、もしくは日本という全体から見て、観光面なりで少しでもPRするという材料としての東美濃ナンバーというふうに捉えておりますので、その辺はしっかり区別をしていかなきゃいけないですし、今のような東濃に組み込まれたんじゃないかというようなことを住民の皆さんにもそこら辺はしっかり私どもも整理しながら今回の東美濃というのについてはお伝えもしておるつもりですし、切り口もそういう形でやらせていただいているということでよろしく願いいたします。

○委員（可児慶志君） 余りそう伝わっていないからあえて言ったんでね。

それと、もうちょっと、へりくだる必要はなくて、東をつけなくて美濃ナンバーでいいんじゃないかなと思うんですよね。この辺の協議というのはされなかったのかなというのをちょっとお伺いしておきます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 9月29日の全員協議会でも東美濃観光振興の取り組みについて担当の観光交流課から御説明させていただいておりますが、やはりこの東美濃という地域ブランドで観光振興していこうと、これは経済界、それから行政、連携して進めていこう

という流れがこの夏からスタートしておりまして、その一環としてこのナンバーも考えております。

したがいまして、東美濃という地域ブランドで押していこうという考え方でございます。以上です。

○委員（可児慶志君） 流れの中で、そうっておるとのことなんで、あれですが、観光については、さまざま変化をしてくるので、ナンバーというのはなかなか変えられないものだと思うんですね。観光の組み合わせなんて幾らでも変わってっちゃうんですね。

だから、美濃という広域で物をもっと考えたほうがいいというふうに私は印象的に思うんで、それだけは伝えておきます。

○企画部長（牛江 宏君） まさに、可児委員がおっしゃったとおり、観光の切り口というのは、東美濃だけではなくて可茂地域でもやっていますし、極端な話、木曾川というような切り口もありますので、その辺は重々承知しております。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について。

○委員（川合敏己君） やっぱり、東美濃にすることによって、可児市にとっては有益であるというふうに、やっぱりそういう考え方というのは行政としてはどうしても持っていらっしゃるんですね。そこら辺ちょっとお示してください。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今回、国のスケジュール、それから現在の経済界も含めていろんな取り組み、そういうのを考慮しますと、今回東美濃ということで自動車のナンバーを進めていくということが必要というふうに市としては考えております。有益であると判断して進めております。

○企画部長（牛江 宏君） ちょっと御質問から外れるかもしれませんが、私どももいろんなところで、先ほども言いましたように、賛同団体さん出ていただいておりますが、賛同もまだ継続中の団体もございます。

その中へお話をさせていただく中では、委員から御心配いただいているように、本当に東美濃なのという話は聞く人も見えます。逆に、この際だから東美濃でいいんじゃないという方も見えます。

この辺が、最終的にいう住民意向調査の一つの材料だと思っておりますので、その辺はいろんな意見があるということは私ども承知しながら今回の東美濃の観光振興というところにナンバーを取り入れるこの施策をぜひ進めたいということでやっておりますので、その辺、しっかりところどころ、皆さんの意見も確認しながら進めておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（澤野 伸君） さっきの御説明では、この一帯で意向調査をして、その中で判断をするということですが、可児市に至っては、多分それほど愛着もないですし、どうだろうという懸念もありまして、意向調査で9割ぐらいの可児市市民が要らないよという判断をしても、パーセンテージ的に過半数を超えないんですよ。そうした場合に、市民の意向調査をやって、私たち反対したのに、こんなのつけなきやいけないのとなったときに、初めから枠組みに入

ったのは、なぜこんな枠組みに入れられたんだというときに、はっきりと私もわかりません。なぜ、この枠組みに入ってスタートが切られたのかわからないので、そういった場合に、これも新車を買ったら自動的についてきますよね。拒否できませんよね。そういったときに、どう対応していくかという部分については、お考えありますか。

可児市だけやめますというわけにはいきませんよね。もう枠組みでスタートを切ってしまうと、意向調査をやっても、9割の人が反対しても、これパーセンテージで絶対超えそうもない数字ですよね。東濃の方は非常に愛着があると思うんですけども、その辺、どうしてこれ、この枠組みに積極的に我々が参加しなきゃいけなかったのか、ちょっと経緯もあわせて教えてください。観光とは別ですよ。観光連携はもう十分やってもらいたいと思っているんですけど、なぜこのナンバーです。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 観光連携を進めていくときのPRの一つの手段として取り組むというスタンスでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） 澤野委員、よろしいですか。

○委員（澤野 伸君） 1抜けたというのはできないんですね。

再度確認です。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 先ほど御説明したとおりです。

○委員（中村 悟君） この話は、率直な意見で、このナンバーの今の報告を受けておるんですが、議会はどうかかわりがあるのか。今の話を聞いていると、もう進んでいくだけで、報告を受けるだけなのかなど。

今、澤野委員が言われたような話が出たときに、何かこの可児市の意向というのがどこでどう伝わるのか、可児市議会はこの話についてどう関連するのか、もともとの設立のときに何もかわっていないというのが正直言うと実感なので、何か突然、突然で報告だけ受けておるようで、議会が何の絡みがあるのという、なすがままというふうの体制で行かなきゃいけないのかどうかというのがちょっと大変疑問なんですけれども、ちょっと教えてください。

○企画部長（牛江 宏君） この東美濃ナンバーと議会との関係を説明すればよろしいですか。

○委員長（板津博之君） ということでよろしいですか。

○委員（中村 悟君） はい。出だしを含めて、今後議会というのはどうかかわりが出てくるかということをお教えください。このナンバーについて。

○企画部長（牛江 宏君） かかわりという意味でいけば、東美濃ナンバー実現協議会に各市町の議長さんに入っているということで、組織の構成メンバーであるということ以外には私どもとしては、特別に何か諮っていただくというシステムがありませんので、今回のように9月議会、12月議会、今後3月議会等も含めて議会にはしっかり御説明はさせていただいて報告はするというようなスタンスであります。

○委員（中村 悟君） そうすると、この東美濃ナンバー実現協議会のところに可児市のそれなりの議員なり、可児市の意見というのは、この過程において議長の口から伝えていただく以外、ここのメンバーのところには言葉は通じないという解釈をすればいいですかね。

○企画部長（牛江 宏君） それ以外といいますと、ちょっと語弊があると思いますが、きょういただいた意見を東美濃ナンバー実現協議会の下を担当レベルの会議がありますので、そういうところで必要な意見については、当然言う機会がございますが、正式な場だという言い方をおっしゃられますと、東美濃ナンバー実現協議会の中でということにはなろうかと思えます。

○委員（川合敏己君） よくわかりました。

この東美濃ナンバーが本当にこの可児市にとって、有利に働けばいいなと思えます。特に観光面で期待できそうだという話なんですけど、ただ先ほど澤野委員がお話しされた部分というのは、確かにそのとおりでして、やはり1,800名、これ全員反対でも基本的には全体の過半数には達しませんので、基本的にはそのまま東美濃ナンバーになっていくんだろかなというのはわかるんですけども、そういった先ほど澤野委員からお話が出たような意見というのは東美濃ナンバー実現協議会の中では出ていたんでしょうか。

澤野委員の意見というのはわかりますかね。要するに、大半がその地域が反対しているのであれば、要するに賛成の意向を示さないのであれば、その地域は抜けることができないのかという部分の話だと思いますけれども、この点は結構やっぱり市民の意向を調査する上で、はっきりと出てくる部分だと思いますので。

○企画部長（牛江 宏君） 私は、担当者会議に直接出ていない立場なんですけれども、私が聞き及んでいる範囲では、どの市町も同じような話が出ております。

というのは、澤野委員はほかの市町はおっしゃられましたけれども、ほかの市町も住民の方の声を聞く段階では、もろ手を挙げてというところばかりではないというようなことはお聞きしておりますので、それが全体で例えば7市町あって3市町が過半数として余り賛成はなかったよといったときに、じゃあどうするんだとか、そういうところも全体としては心配はされてみえるようです。これはあくまでも事務レベルでの協議ですので、そういうものをしっかり整理した上で東美濃ナンバー実現協議会に上げさせてもらって、東美濃ナンバー実現協議会としてそれでも行くんだよという話になるのか、その中で反対、反対というか、反対が多かった市町から何か意見が出て、そこで議論されるのかというのは、これは実際に設立協議会の中での議論だと思いますけれども、そういうところはしっかり把握していくべきですし、ただ、今の段階で可児市は独自調査しますので、明確に出るんですけども、ほかの市町については、まだそこが市町ごとに出すか出さないか、両論あるみたいなので、今そこも議論されているということは聞いております。今の、特に後段の情報についてはまだ未確定ですので、そのような今担当レベルでの話し合いもされているということがございますので、決して可児市以外のところが順調にいったって問題ありませんよという状況ばかりではないようなことは聞いておるといってございませぬ。

○委員長（板津博之君） 川合委員、よろしいですか。

○委員（川合敏己君） いずれにしても、その東美濃ナンバー実現協議会の中で進められていくことなので、ただ可児市議会でこういう話をいただいたときに、そういう意見が出ていた

ということを改めて伝わる要素というのはあるんですよ。

○企画部長（牛江 宏君） はい。

○委員（川合敏己君） じゃあ、よろしくをお願いします。

○委員（澤野 伸君） マイナスのことばかり言って申しわけないんですが、撤退するときの要件というのは、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（板津博之君） 答えられますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それは1つの市とか町がですか。全体がですか。

全体としては、東美濃ナンバー実現協議会で今度議論される予定ですがけれども、担当者会議の段階では、反対が賛成を上回るような事態が想定されるという、そんな意見は出ていました。以上です。

○委員（澤野 伸君） 例えば、過半数超えの反対があればもうやめてしまうというのが、一つのラインなのか、それとも7割ぐらい反対がなければやっちゃうよというような線引きがあると思うですよ。多数決でも49対51だって、51で勝ちというので反対という、そのすれすれで判断するのか、ある程度経済効果も図りながらの部分であれば6割ぐらい反対があってもやりましょうとかその辺の判断基準というのは多分ある程度設けていると思うのですが、まだ議論には上っていないということですかね。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） まだ、具体的にそこまでの案は出てきておりません。今月下旬の東美濃ナンバー実現協議会に向けて、そういった案は調整して、東美濃ナンバー実現協議会で議論される予定です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○副委員長（山根一男君） チラシの写真には白地のナンバープレートですがけれども、このスケジュールの12月のところで図柄を提案ということになっているみたいです。要するに図柄をあしらったものが決まると、もうみんながそれをつけるという形になるんでしょう。図柄は、東美濃の何らかの特色を入れたナンバープレートにしたい。それが観光にも役立つだろうという見解でその辺進んでいるように思うんですがけれども、図柄が決まればもう自動的にそれをナンバーにするという方向に、もし決まった場合ですね。どうでしょう。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 導入が決定された場合は、まずナンバーが東美濃というナンバーの地域の表示になります。図柄については、あるものとないものを選べます。あるものを選んだ場合には、モノクロとカラーのどちらかになりまして、カラーを選ぶ場合には寄附金が必要とされています。以上です。

○委員（可児慶志君） 一応確認ですけど、東美濃観光には可児市が入るのは構わないと思うんですが、ナンバーも一緒にしないと東美濃観光の仲間に入れてもらえないという条件がついているの。

○企画部長（牛江 宏君） 条件はついていません。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○副委員長（山根一男君） 先ほど、タイミングが今回2020年に合わせて募集ということで、

過去1回あったので、2回目の募集ですかね。今後もあるという、あるのかないのかという保障はないんですか。

○総合政策課長（瀨瀨新吾君） 御当地ナンバー自体は過去2回ありました。

図柄入りで地域版のナンバーについては、今回が初めてということで、今回、これを逃したら、それ以降の予定は全く今決まっていないという状況のようです。

○委員長（板津博之君） ほかにございますか。

○委員（川合敏己君） 市の立場をちょっと確認させてください。

基本的には、商工会議所とか、商工会、そういったところがそういう形でやっていこうやというところを、今回ですと、かかわっている市町の総合政策課のほうが事務局として担当しているというような位置づけでよろしいんですか。ちょっとそこら辺、どういう役割を行政は担っているのか。

○企画部長（牛江 宏君） これもちょっと9月のときに触れさせていただいています。

ツーリズム東美濃協議会という商工会議所と中部経済連合会が連携して東美濃というブランドを進めていきたいと思いますという経済界が中心になったものと、東美濃歴史街道協議会という6市1町ですね、東濃5市と可児市、御嵩町を含めた観光協会、市町、それから県で構成する組織がそれぞれ7月に立ち上がっておりますので、その中で東美濃ナンバーを進めましょうと、発端は経済界からなんですけど、その東美濃歴史街道協議会の行政が入っている組織としても一緒に進めるということでもとまっておりますので、可児市としてはその行政の一つとして今取り組んでおるということで、事務局は総合政策課でございます。

○委員長（板津博之君） なかなか質疑も尽きませんが、ほかにあれば。よろしいですか。

○委員（林 則夫君） 前東濃観光連盟の会長として申し上げますと、東濃観光連盟の中は、恵那市と中津川市って、これ入っていないんです。これは東濃観光連盟以外で、東濃観光連盟というのは、多治見市、土岐市、瑞浪市、それから可児市と御嵩町とこれだけで東濃観光連盟というのを結成しておるわけなんですけど、そのときに、いろいろお話があった中で、このナンバープレートの話は議題には上がっていなかったわけなんですけれども、昇龍道構想の中で、ちょっとこの東濃地域ですね、いわゆる東濃観光連盟のエリアの中で、ちょっとこれは本道から外れた関係になるから、龍の後ろの右足1本ぐらいを東濃地区へ延ばしたらどうかということを僕が発案しまして、そしてその運動をやっておるわけなんですけど、このナンバープレートの問題は、たしか会議所あたりが初め発端じゃないかなと思うんですが、その辺についてちょっと今、僕は東濃観光連盟のほうから遠ざかっておりますので、新しい情報は入っておりませんが、そもそもの始まりはリニアがらみで中津川市、恵那市あたりが中心的な立場を果たしておられるんじゃないかなという考えを持っております。

○委員長（板津博之君） 意見ですね。

ほかに質疑はございますか。よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の皆さんは御退席ください。ありがとうございました。

ここで、午前 11 時まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 03 分

○委員長（板津博之君） 皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

じゃあ、まず協議事項の 1 ですね、議会報告会での意見の取り扱いについて及び次回の議会報告会のテーマについてを議題といたします。

まず、11 月の議会報告会でいただいた意見の中で、当委員会所管の内容について、今後取り上げて、調査・検討していくべき課題について御意見をいただきたいと思います。

お手元の A 4 の表裏、総務企画委員会資料と書いた議会報告会実施報告書での各常任委員会での対応についての資料をごらんください。

大項目として太字で書いてあるものの数が大体 13、ダブっているものもありますけれども、13 項目ほどあります。

簡単にタイトルだけ読ませていただくと、消防車庫の更新について、2 つ目が災害対応、豪雨時の情報収集について、3 つ目がマイナンバーカードについて、4 つ目が地域防犯について、5 つ目が公共施設のあり方についてで、裏面のほうに行きまして、6 つ目が土地取得について、7 つ目が情報発信について、8 つ目がこれは要望でしたけれども、市政見学バスについて、9 つ目が防災行政無線についての御意見、10 個目として防災訓練についてこれも御意見でした。11 個目も意見としてハザードマップのメンテナンスの反映について、12 個目が台風情報の伝達方法について、最後 13 個目は災害情報についてということ、どうしても災害関係のものが多かったかと思います。

災害、豪雨時の情報収集とかにつきましては、代表質問も当委員会でやって、早速予算措置も今回補正予算で 1,000 万何がし出ておりますけど、早速割り込み放送をやっていただくということで、対応はしてもらっているところではあります。

これ見ていただきまして、今後、所管事務調査として加えていくべき項目があれば、御意見をいただきと思います。いかがでしょうか。基本的に、これは出てきた意見をそのまま載せてあるもんですから、細かい内容も入っておりますが、何か御意見をいただけますと、いいかなと思います。

○委員（勝野正規君） 今回は、今、委員長が言われたように代表質問で言っておられることも入っていますし、あと日常的に所管の委員会として様子を見ながら行政へ意見を言っていくようなものはありますけれども、トータル的に大きくこの委員会として捉えていかなくても注視していく程度でよろしいんじゃないかなというようなものと思っております。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかに、この件について何か御意見ございますか。

○副委員長（山根一男君） やはり、防災、災害対応がどうしてもウエートが高いなと思いますし、今回、代表質問でそのことに対して委員会として応えるような形でやっていますけれども、引き続き特にこの中でも、割り込み放送も、ラジオを聞いていないため効果がないとか、CTK音声放送も聞こえないとか、要するに情報伝達のあり方については、今でも所管事務調査と言っていいと思うんですけれども、引き続き災害についての情報伝達についてはこれでいいというのはなかなかないと思いますけど、より効果的な方法を求めて、例えばラジオをある程度配っている市もあるし、究極のやり方がどこにあるのかちょっとわかりませんけれども、常にそれはテーマとして持ち続けるという方向ではないかと思えますけれども。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

代表質問でもそうでしたけれども、結局幾ら予算措置して割り込み放送をやっても、聞いていない人が多いと全く意味がないということにもなるかと思えます。「FMらら」の聴取者数をふやすということも一つですし、また「すぐメールかに」も、たしか災害情報を収集されているのに登録されている方はたったの7,000人ぐらいだと思ったので、今回視察に行った丸亀市の川西地区なんかは、強制的に自治会の人にその場に来させて、その場で登録、そういうエリアメールを登録するというのもやられているようですし、それがいいか悪いかというのはまた別として、そういった登録者数をふやしていくようなことも行政に対して言っていかなくちゃいけないのかなとは思いますが、いずれにしても総じて災害対応とか、そういったことは今後も続けていくということでもいいかなというふうに思っております。

ほかに、よろしいですか。この件については。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、災害について今後も注視していくということでさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に次回春の議会報告会での意見交換のテーマについて御意見をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○委員（勝野正規君） 座長としてお願いいたしましたんで、一言だけですけれども、まずテーマが先なのか、どういう人を集めるのが先なのかというのが大きな問題で、例えば極端な話、PTAならPTAで例えば若い人だけ集めるよというふうだったら、そういう若い人に合ったテーマを設けなければならないと思うし、漠々と全体で先にテーマを決めたら、別に若い人を集めたからといって年配の人は来ちゃだめだよという話じゃないんですけれども、どちらを先にするかというのがあると思うし、例えばその所の所の委員会として報告会のテーマとして1案でも出していただければいいなということで申し上げたんです。ないと自動的に3月議会のまた実施会議、全体会議をやるときに事務局と相談しながら、今の時代に沿ったようなテーマを自動的に2つ、3つ上げて、選定していただく形になっちゃうんで、この所の所の委員会としてぜひこういうテーマでやってほしいというものがあれば、あってほし

いんですけれども、お願いしたいということでございました。

○委員長（板津博之君） 今は議会報告会の座長としての御意見でしたが、いかがでしょうか。

東美濃ナンバーというのもさっきまで余談でしたけれども、休憩中ではありましたが、大変重そうなテーマ、テーマとしてどうかというのものあるんですけれども、何か当委員会の所管部分でテーマ設定すべきようなものがあれば御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員（川合敏己君） やっぱり自治会は自主防災組織とかを立ち上げながら、本当に牛歩のごとく、少しずつ進化していると思うんです、防災対策。ただ、そうじゃない、いわゆる自治会に入っていない人、独居世帯、アパート世帯の対策というのは果たしてとられているのかというのがあるんですね。

だから、やっぱりそこら辺を本当は今後考えていかなければいけないのかなと思ったんですけど、そこはやっぱり帷子とか桜ヶ丘、ほとんど自治会組織に入っていらっしゃるので、余りちょっとそこら辺の議論というのはどうかなというふうに思いまして、今ちょっとちゅうちょしました。

○委員長（板津博之君） ということは、まあ自治会未加入の方に対する防災……。

○委員（川合敏己君） 防災力をいかに上げていくか。

○委員長（板津博之君） そういうことですね。

○委員（川合敏己君） 一応、どういう方が集まるかということがわからんですけど。ほとんど自治会の方が集まる中で、その話ができるのかというのもありますけど。

○委員長（板津博之君） 今、川合委員からは自治会未加入の方に対する防災対策というかそんな形でよろしいですかね。

○委員（川合敏己君） そうです。

○委員長（板津博之君） という御意見が出ました。ほかに何かございますか。

○委員（中村 悟君） 今、川合委員が言われたように、ちょうど今、たまたまこの視察報告書を読んでいて、申しわけない、違うことをやっておって。

考察というところ、これどこへ行ったところのやつかな。最初の初日のところやで、高松市か、考察のところは今と同じような、要はここに書いてあるそういう自治会に入っていない人とかそうした人たち、要はコミュニティーというものの考え方というのを議会報告会はともかく、ちょっと可児市も進めていかないと地区センターの運営やいろんなことを含めてぼちぼちそういう時期に来ておるんじゃないかなという気はします。

○委員長（板津博之君） じゃあ、中村委員からは今後の地域コミュニティーについてとか、ちょっと広範な範囲になりますが、自治会とかコミュニティーの運営だとか、そういったことになるんですかね。ありがとうございます。

ほかに、視察で学んだことを受けてという形でも構いませんので。

もしなければ、今の2点ぐらいで送らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう

か。

〔「なし」の声あり〕

よろしいですか。

〔「よろしいです」の声あり〕

それでは、当委員会としましては、議会報告会でのテーマとして総務企画委員会からは自治会未加入者の方に対する防災対策、それから2点目として今後の自治会運営とかコミュニティーについてということでは上げさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○副委員長（山根一男君） 未加入者に対するという気持ちはわかるんですけど、それも含めた防災力を高める、要するに団地の自治会だって課題はいっぱいありますし、自主防災組織が本当に機能しているかどうかは団地によっても大分違いますし、未加入者というふうにしてしまうと、すごい狭い範囲になってくるし、来る人は大体加入している方が多分多いんじゃないかなと思いますし、どうなのでしょう。未加入者にあえてこだわる必要があるのかどうか。

○委員（川合敏己君） だから、私は、帷子とか桜ヶ丘が対象になっている地域のときには余りそぐわないかもしれないというふうにお話を申し上げたんですよ。

ただ、土田ですとか今渡、川合、それから下恵土もそうですけれども、加入率も、加入世帯数でいくと5割切っているんですね。やっぱり圧倒的に今まだまだ若い世代が戸建てを立てて、そういう方々が自治会に加入されていない、そういう現状がまだまだ続いて行く中において、ちょっと懸念を持ったもんですから、それで意見として出させていただいたんです。その部分というのは、行政もそうなんですけど、全く手を打っていないんだと思うんですね。

外国人に関しては、多文化共生、フレビアを通して、それなりの活動ができ始めているようには聞いてはいるんですけども、アパート世帯、また自治会未加入世帯に関しては一切そういった避難所も知らないような人が多いんじゃないでしょうかね。そういうことからです。

○委員長（板津博之君） もうほとんど決まってきましたはいますが、ここで暫時休憩とします。少しフリーに話をさせていただきたいと思います。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 22 分

○委員長（板津博之君） 休憩を解きます。

それでは、総務企画委員会からは、議会報告会でのテーマとしまして、1つは災害弱者や自治会未加入者に対する防災対策、それから2つ目としては、うちの所管ではありませんが、これからのコミュニティーづくりについてということ、この2つを上げさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

では、この件については終了といたします。

あと次に、協議事項の2つ目といたしまして、行政視察の報告についてを議題といたします。

なお、本日お手元のほうに消防団の応援事業所についての岐阜県のホームページの資料をお配りさせていただいております。

これは高松市の視察の際に、大変分厚い資料をいただいて帰ってきたんですけども、一応可児市としましても、この資料に書いてあるとおり、というのも岐阜県のほうでもやっております、ここに私、きょうも現物を持っています。こういった、「ありがとね消防団・水防団」ということで、こちら私が今皆さんから見て右のカードが消防団員本人が持っているもので、こちらが家族カードというやつです。家族の方も含めて、いろんなサービスを受けられるということで、これはカードのほうにQRコードがありまして、これを読み込むと、市内のどこのお店で、例えば飲食代が10%引きになるとか、そういった特典があるということですね。

この裏面のほうを見ていただくと、応援事業所登録状況というふうに書いてありまして、ここに黄色で線が書いてありますけれども、可児市内の登録事業所数としては84事業所ということになっております。その中に、上から新規登録店舗ということで下線が引いてある3段目に、平成29年の10月1日の桜ヶ丘クリニック様ということで、これ、向こうで質問もあったんですが、調べたところ、要は授乳室が使えるという、おむつの交換か、これは2枚目の2分の1ページの上から最後のところですね、桜ヶ丘クリニックと黄色いマーカーがあると思うんですけども、授乳室があって、おむつ交換ができますと。ただそれだけのことなんですね。ということでした。

そういうことも消防団員には御案内しているということになりますけれども、一応、岐阜県としても可児市としても、結構こういったことは高松市以上にやっているということにはなりますけど、なかなかその恩恵にあずかっているかという、消防団員も、使っている人、使っていない人というふうにいるみたいですので、とりあえずきょうはそういうことですので御報告というか、説明をさせていただきました。

あと、お手元に視察報告書、これは私が取りまとめさせていただいたもの、全部で9ページになります。所感も、可児委員、それから林委員からもいただいておりますので、できる範囲で反映はさせていただいておりますが、まだ一部入っていない部分もございますので、一度皆さん、目を通していただきまして、まだ加えたほうがいいとかいう部分があれば、今週中12月15日の金曜日までに私か事務局の方まで御連絡をいただければ、また修正をさせていただいて、最終的には正・副委員長のほうで議長へ報告とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

〔「御苦労さまでした」の声あり〕

最後の川西地区の部分がもうちょっと私も書きたい部分があるので、ちょっと追加をさせていただこうかなというふうに思っていますが、またこれにつきましては意見を下さい。も

し、なければないでこのまま出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
何か全体を通して言ひたいことありますでしょうか。よかつたですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で総務企画委員会の案件は全て終了とさせていただきます。
これで総務企画委員会を終わります。お疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 27 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 11 日

可児市総務企画委員会委員長